

運営委員会(9/16)の報告について

平成26年10月17日

平成 27年度

予算概算要求の主要事項

(抜粋版)



【計数については、整理上、変動があり得る。】

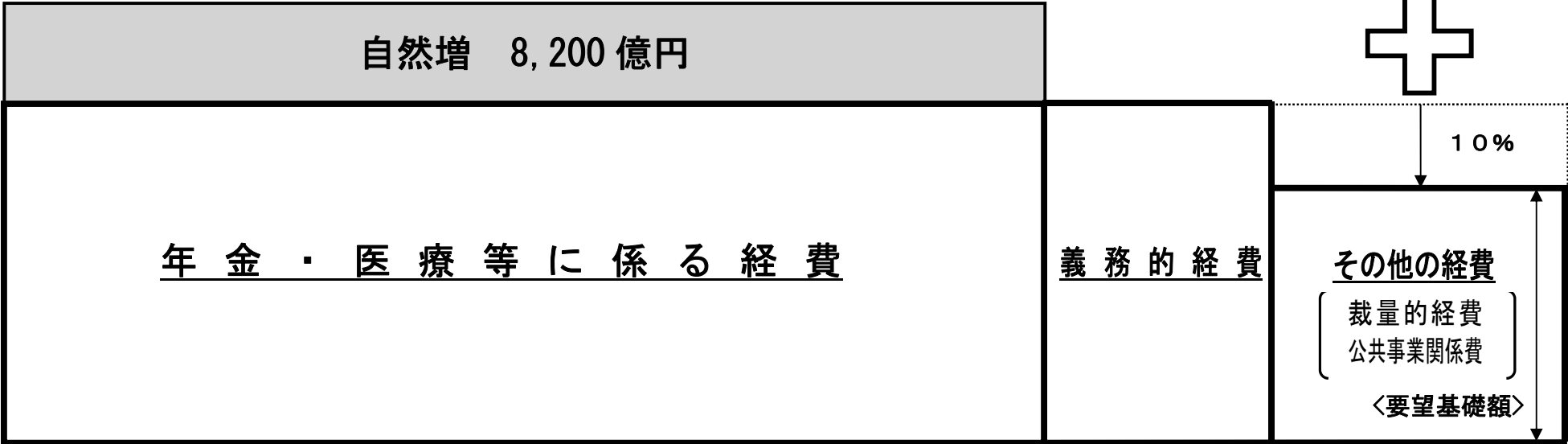
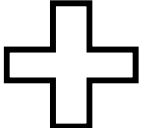
I 平成27年度予算概算要求総括表

平成 27 年度 厚生労働省概算要求のフレーム

税制抜本改革に伴う社会保障の充実
(予算編成過程において検討)



新しい日本のための
優先課題推進枠 2,443 億円
(要望基礎額の 30%)



注 1 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされている。

注 2 税制抜本改革に伴う社会保障の充実及び消費税率の引上げに伴う支出の増については、上記の判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。
 また、①医療保険制度改革、②報酬改定（介護、障害福祉サービス）、③生活困窮者自立支援制度の実施に伴う経費等、④過去の年金国庫負担繰り延べの返済、⑤雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻し、などについても予算編成過程で検討する。

- <別枠で要求するもの>
- 東日本大震災復旧・復興経費
 - B型肝炎の給付金等支給経費

Ⅱ 平成27年度予算概算要求のポイント

平成27年度厚生労働省予算概算要求の主な新規施策等(概要)

女性・若者等の活躍推進

I 女性の活躍推進と少子化対策

- ・「待機児童解消加速化プラン」の着実な実施
- ・放課後児童対策の充実
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・妊娠・出産包括支援事業の展開
- ・女性の健康支援の充実のためのがん検診
- ・女性活躍推進加速化助成金等事業(仮称)
- ・仕事と育児の両立支援策の推進

II 若者・高齢者・障害者等の活躍推進など

- (1) 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大
- ・総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実

- ・新卒者等の就業意識の醸成・就職支援の強化
- ・地域若者サポートステーション事業の拡充
- ・将来を担う人材育成支援
- ・「正社員実現加速プロジェクト」の推進

(2) 高齢者の活躍推進

- ・高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現
- (「シニア活躍応援プラン(仮称)」の推進)

(3) 障害者の活躍推進

- ・障害者等の就労促進と社会参加支援の充実

(4) 生活困窮者等に対する支援の強化

- ・生活困窮者の自立・就労支援及び生活保護の適正化等の推進
- ・刑務所出所者等に対する就労支援の拡充

(5) 難病患者に対する支援の強化

(6) 外国人材の活用・国際協力

- ・外国人材の活用

- ・外国人技能実習制度の抜本的な見直し

III 働き方改革の実現

- ・「朝型」の働き方など過重労働解消に向けた取組の推進
- ・良質なテレワークの推進
- ・持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

IV 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出等

- ・「地域ごと創生プラン(仮称)」の推進
- ・職業能力の「見える化」等を通じた人的資本の質の向上
- ・失業なき労働移動の実現
- ・人材不足分野における「魅力ある職場づくり」の推進と人材確保・育成対策

健康長寿社会の実現

I 予防・健康管理の推進等

- (1) データヘルス(医療保険者等によるデータ分析に基づく保健事業)の効果的な実施の推進
- (2) 医療保険者等による健診・保健指導の推進
- (3) 先進事業等の好事例の横展開等
- (4) 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

II 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築等

1. 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築等

- (1) 医療・介護連携の推進
- ・地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革
- ・地域包括ケアの着実な推進
- ・地域における医療・介護の連携強化の調査研究
- (2) チーム医療の推進
- (3) 女性医師が働きやすい環境の整備
- (4) 専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた支援
- (5) 医療事故調査制度の実施

2. 健康・医療分野のICT化

- (1) 健康・医療分野におけるICT化の推進及び基盤整備
- ・マイナンバーの活用に関する調査研究事業
- ・医療分野におけるICT化の推進及び基盤整備
- ・難病対策の推進のための患者データ登録整備等
- (2) 医療情報の共有・連携の推進等
- ・医療情報の利活用等の推進
- ・医療情報を活用した搬送治療体制の構築
- ・予防接種の安全性の確保

III 革新的医薬品・医療機器の実用化等

1. 世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化等

- (1) 医療分野の研究開発の促進等
- ・医療分野の研究開発の促進等
- ・臨床研究体制の強化、再生医療の実用化の促進
- (2) 厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進
- (3) 研究機関における研究開発の促進
- (4) 革新的医薬品・医療機器の実用化支援等
- ・実用化のための環境整備
- ・審査体制の強化等
- ・がんに関する臨床研究の充実

2. 医療関連産業の活性化等

- (1) 医療の国際展開等

(2) 新たな医薬品・医療機器開発の促進

3. 最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセス確保

- (1) 最先端医療技術の迅速・適切な評価の推進
- (2) ウイルス性肝炎に係る医療の円滑化の推進

IV 安心できる年金制度の確立

- ・持続可能で安心できる年金制度の運営
- ・正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の創設

V 安全・安心な暮らしの確保等

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 危険ドラッグ対策の推進
- (3) 医薬品等インターネット販売監視体制の整備
- (4) 防災・減災等の取組の推進
- ・安全で持続可能な水道の構築
- ・災害医療体制の充実等
- ・医療・介護施設等における防災の取組の推進
- (5) 戦後70周年関連事業
- (6) 社会福祉法人経営の健全性・透明性の確保
- (7) 人口減少に応じた地域福祉のまちづくり等
- (8) 新型インフルエンザ等の感染症対策
- (9) 化学災害・テロ対応医薬品の備蓄
- (10) 家庭用品等の安全対策

Ⅲ 主 要 事 項

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）第 3 条の規定に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされており、当該引上げによるものを含め、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障 4 経費」という。）の充実並びに社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増（以下「公経済負担」という。）並びに地方交付税法定率分の充実の前年度当初予算からの増加の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 27 年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、同法附則第 18 条に基づく判断等を踏まえた上で、社会保障・税一体改革に伴う制度改正等を適切に反映する。同法第 3 条の規定に係る社会保障 4 経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

ウ 共同受付センター(仮称)の設置【新規】(推進枠) 21億円

現在、審査支払機関で受け付けている電子レセプトについて、受付を一箇所に集約するとともに、保険者が審査支払機関(※)との契約を乗り換える場合にスムーズに変更できるよう、競争環境を整備するためのシステムを構築する。また、保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みを導入する場合のシステム改修に係る仕様についてもあわせて検討する。

※審査支払機関：社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会。

②医療情報の共有・連携の推進 4.2億円

ア 臨床効果データベース整備事業【新規】(推進枠) 2.2億円

日々の診療行為及びアウトカムデータ(診療行為の効果)を一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取組を支援する。

イ 救急医療の質向上のためのデータ収集・解析【新規】(推進枠) 2.1億円

救命救急センター等への救急患者の搬送情報や搬送先医療機関内での治療情報を収集・解析し、適切な搬送治療体制の構築に活用する。

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

11兆1,352億円(10兆8,373億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

なお、プログラム法等を踏まえた次期医療保険制度改革に係る経費については、予算編成過程で検討する。

4 革新的医薬品・医療機器の創出、世界最先端の医療の実現など

1,259億円(1,063億円)

(1) 医療分野の研究開発の促進等(一部推進枠) 566億円(476億円)

世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発について、基礎から実用化まで一貫して推進し、その成果を円滑に実用化する。

また、経験豊かな主任介護支援専門員等の活用により、介護支援専門員に対する支援体制を構築し、ケアプラン点検への同行や小規模事業所に対する同行型実地研修の実施、介護支援専門員に対する相談援助を行う。

さらに、介護キャリア段位制度の普及促進及び事業の適正化を図る。

(10) 高齢化対策に関する国際貢献の推進【一部新規】（一部後掲・80ページ参照） 41百万円(29百万円)

アクティブ・エイジング（※）の推進に向け、日本の知見・経験を踏まえつつ、アジア諸国との政策対話を行う。また、高齢化政策に関して、関係国において政策協議及び具体的事例の共有の場を設け、三角協力（※）の可能性を含む具体的な国際協力の促進を図る。

※アクティブ・エイジング：人が年齢を重ねるにつれて、健康、社会参加、社会保障を最大限生かして、生活の質を高めていく取組のこと（2002年WHO「Active Ageing: A Policy Framework」より）。

※三角協力：先進国と途上国が連携して、他の途上国の開発を支援すること。

6 予防・健康管理の推進等

118億円(55億円)

(1) 予防・健康管理の推進 93億円(55億円)

① データヘルス(医療保険者等によるデータ分析に基づく保健事業)の効果的な実施の推進 19億円(7.9億円)

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進【一部新規】(推進枠)

17億円(6.9億円)

医療保険者等がPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の実施を推進するため、医療保険者等において策定した「データヘルス計画」及び計画に基づく事業の実施結果について、評価・分析等を行う。

また、データヘルス計画を策定した医療保険者等が実施している先進的な保健事業のうち、特に効果がある事業について横展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援(推進枠)

1.3億円(94百万円)

都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持ち、健康づくりの推進等を図るため、平成27年4月から法定化される保険者協議会において、各医療保険者等におけるデータヘルス事業の底上げや、都道府県内医療費分析等の役割を推進するための支援等を行う。

- ②医療保険者等による健診・保健指導の推進 23億円(6.1億円)
- ア 被扶養者の特定健診受診率向上への支援等【一部新規】(推進枠) 4.2億円(1.2億円)
- 受診率が低い被扶養者の特定健診(メタボ健診)の受診率向上を図るため、医療保険者が実施する、連続して未受診とならない取組や、オプション項目(骨密度測定等)の追加の取組、さらには被扶養者の関心を高め受診率向上につながる取組への支援等を行う。
- イ 歯科口腔保健の推進【一部新規】(推進枠) 19億円(4.9億円)
- 歯科口腔保健の推進の観点から、医療保険者が実施する歯周疾患に着目した歯科保健指導の実施や、後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施等について支援を行う。
- ③先進事業等の好事例の横展開等 15億円(5.7億円)
- ア 糖尿病性腎症の重症化予防の取組への支援(推進枠) 5.3億円(2.2億円)
- 糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者等が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例の横展開を進める。
- イ 宿泊型新保健指導プログラム(仮称)の普及促進【新規】(推進枠) 4億円
- 糖尿病が疑われる者等を対象として、いわゆるメタボの改善等を図るため、健康増進施設やホテル・旅館などの宿泊施設等を活用した新たな保健指導プログラムを開発し、試行事業等を行うことにより、糖尿病等の発症予防や生活習慣病予防を支援し、健康寿命の延伸を図る。
- ウ 後期高齢者医療広域連合における後発医薬品の使用促進への支援(推進枠)(一部再掲・47ページ参照) 2.4億円(2.3億円)
- 後期高齢者医療広域連合が実施する後発医薬品差額通知の送付等、後発医薬品の使用促進を図るための取組への支援を行う。
- エ 重複・頻回受診者等に対する取組への支援(推進枠) 2.8億円(1.2億円)
- レセプト等情報により選定した重複・頻回受診者等に対して、保健師等による訪問指導を実施することにより、適正受診の促進を図る。また、重複・多量投薬者等に対して、地域薬剤師会の協力を得て、薬剤師等による訪問指導及びその結果を処方医、薬局へのフィードバックを行うことにより、医薬品の適正使用の推進を図る。

IV 主要事項（復興関連）

り添い支援を行う。

○被災地の健康支援活動に対する支援(復興) 8億円(10億円)

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅等で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、被災3県(岩手、宮城、福島)における保健師による巡回保健指導等の各種健康支援活動やそれらを担う保健師等の人材確保等に必要な経費について、財政支援を行う。

○被災地における福祉・介護人材確保対策(復興) 1.9億円(1.9億円)

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して介護職員初任者研修の受講費や就職準備金を貸与することなどにより人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

○医療・介護・障害福祉制度における財政支援(復興) 157億円(151億円)

①避難指示区域等での医療保険制度の特別措置(復興) 104億円(106億円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、医療保険の一部負担金や保険料の免除等の措置を延長する場合には、保険者等の負担を軽減するための財政支援を実施しており、平成27年度についても、被災地の状況等を踏まえつつ、予算編成過程で検討する。

②避難指示区域等での介護保険制度の特別措置(復興) 53億円(45億円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、保険者の負担を軽減するための財政支援を実施しており、平成27年度についても、被災地の状況等を踏まえつつ、予算編成過程で検討する。

③避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置(復興) 16百万円(16百万円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を実施しており、平成27年度についても、被災地の状況等を踏まえつつ、予算編成過程で検討する。

○被災地域における地域医療の再生支援(復興) 223億円

被災地における医療提供体制の再構築を図るため、地域医療再生基金を積み増し、医療機関の復興に向けた取組を推進する。

協発第 140805-01 号
平成 26 年 8 月 5 日

厚生労働大臣
田村憲久 殿

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

平成 27 年度概算要求への対応について（要請）

日頃より当協会の運営に当たり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におかれては、平成 27 年度概算要求に向け、鋭意検討がされていることと存じます。

当協会の平成 27 年度概算要求に向けた要請事項及びその考え方は下記のとおりであります。当協会の要請事項の実現に向け、しかるべき対応をよろしくお願いいたします。

記

当協会は加入者数 3,600 万人、国民の 3.6 人に一人が加入する日本最大の医療保険者であり、被用者保険のセーフティネットとして国民皆保険を支えています。一方で、当協会の加入者の大半は収入の低い中小企業の事業主、そこで働く従業員やそのご家族であり、財政基盤は脆弱です。

当協会は、医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回る赤字構造となっており、直近の財政状況の改善によっても構造的な赤字財政は依然として解決しておりません。現在の平均保険料率は 10% と他の被用者保険に比べても高く、これ以上の保険料率の引上げは、加入者の多くを占める中小企業の経営、生活を越えるものであり、限界です。協会が抱える構造的な赤字財政問題が解決されない限り、現在の制度枠組みのままでは、当協会の収支はいずれ赤字に至ることが避けられない状況だと考えています。

また、他の被用者保険との格差も大きく、所得の低い方が高い保険料率を負担するという逆進的な状況は、社会保障の在り方として是正が必要です。

昨年末に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）においては、協会けんぽの財政問題について、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 26 号）附則第 2 条に規定する所要の措置や後期高齢者支援金の被用者保険者負担について全面総報酬割を導入することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとし、平成 27 年通常国会に必要な法律案の提出を目指すこととされています。

協会けんぽの財政問題は、一保険者の問題に留まらず、わが国の中小企業の経営や、そこで働く従業員の皆様の雇用や生活に直結する深刻な問題です。

当協会は、協会けんぽの財政基盤を構造面から安定させるとともに、所得の低い方が高い保険料率を負担するという逆進的な状況を是正するため、以下の事項を平成 27 年度概算要求において要求されるよう、強く要請します。

【要請事項】

- 一、協会に対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の 20%に引き上げること。

- 一、公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療制度の見直しを実施するとともに、後期高齢者支援金の被用者保険者負担について全面総報酬割を導入し、それに伴い生じる公費財源を協会けんぽの財政基盤の強化等被用者保険の負担軽減に充てること。